

新潟市水道局工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市水道局の所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定および指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行ったものについて行うものとする。ただし、次に掲げる工事については評定を行わないことができる。

- (1) 応急工事又は緊急工事で比較的工期の短いもの
- (2) 簡易な工事等で特に評定を行う必要がないと認められるもの

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及び担当係長等とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。
- 3 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
- 5 評定に当たっては、監督員は別紙－1、担当係長等は別紙－2、検査職員は別紙－3（以下「考查項目別運用表」という。）によりおこなうものとする。また、別紙－4「記入方法及び留意事項」及び別紙－5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
- 6 受注者は、当該工事における「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況を別紙－6により提出できるものとし、提出があった場合は工事の評定にあたって適切に反映させるものとする。

(評定結果の報告)

第5条 評定者は、新潟市水道局請負工事検査要綱第11条の工事の成績評定に基づき評定を行ったときは、工事成績採点表に細目別評定点及び考查項目別運用表を添え、遅滞なく、技術管理室長に報告する。

(評定結果の通知)

第6条 技術管理室長は、前条の報告後、別に定める工事成績評定通知実施要領に基づき速やかに当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 技術管理室長は、前条の通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 技術管理室長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

(新潟市水道局工事成績調書の廃止)

3 新潟市水道局工事成績調書は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に工事履行届が提出された工事から適用し、工事成績採点表中「検査職員（中間等）」欄の成績評定は、当分の間これを実施しないものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に適用する単価（令和7年12月単価以降）によって契約する工事から適用し、施行日前に適用した単価（令和7年8月単価以前）によって契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。